

6 介護を必要とするかたへのサービス・介護をしているかたへの支援

介護を必要とするかたへのサービス

紙おむつ・おむつ代の支給

介護を必要とする高齢者に対して、紙おむつを支給します。また、医療機関に入院しているかたには、紙おむつ、またはおむつ代を支給します。ただし、同じ月に紙おむつの支給とおむつ代の支給の併給はできません。

【紙おむつの支給】

対 象 65歳以上の区内在住で現に失禁状態にあるかたで、要介護2～5のかた。または病院に入院中のかた。

支給内容

- ・目黒区の対象商品カタログの中から紙おむつ、尿取りパット等6,600円まで選択できます(配送は1,500円以上からです)。
- ・13日までに申請を受理した場合は当月の20～25日の間、25日までに受理した場合は、翌月の1～10日に支給します。
- ・配送先は区内高齢者自宅または区内親族宅、区内病院(病院が許可した場合)。ただし、配送料自己負担により区外、都外への配送が可能です。

費用 おおよそ1割の自己負担があります。

その他

- ・生活保護を受給しているかた、介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)に入所しているかたは利用の対象になりません。
- ・病院に入院中のかたで要介護1以下のかたは、区所定の用紙に病院の入院証明が必要です。

【おむつ代の支給】

対 象 65歳以上のかたで次のすべてに該当するかた。

- ・介護保険からの費用でない一般の病院に入院中で、現に失禁状態にあるかた。
- ・生活保護を受給していないかた。

支給内容

- ・月額6,000円を限度に、支払ったおむつ代金の金額を支給します。
- ・申請期間は年4回、4月・7月・10月・1月の1～25日(1日および25日が区役所閉庁日の場合は、翌開庁日が受付開始および終了の期日となります)申請期間の前6か月分が支給対象となります。

申請に必要なもの

- ・入院期間中に使用または購入した、月ごとのおむつ代が明記されている病院等の領収書の原本(「おむつ代等」「日用品等」になっている場合や、病院から委託されている会社の領収書でおむつ代の金額が明記されていない場合は、区所定の用紙に支払先で証明をもらってください)。
- ・入院期間が確認できる書類。
- ・おむつ使用者ご本人名義の金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業

ひとりぐらし等の高齢者のかたが、在宅で自立した暮らしができるよう、ヘルパーを派遣します。サービスの種類、内容、条件などは下表のとおりです。

対 象 ひとりぐらし等高齢者登録をされていて、家族から介助を受けることができなかつた(銭湯・理美容室介助は介護保険の認定が必要です)。

サービスの種類	サービスの内容	サービスを受ける条件	費用
銭湯介助	自宅から銭湯までの付き添いと、入浴前後の着替えや浴槽に入る時の介助を行います。	①自宅に浴室が無く、デイサービス、訪問入浴サービスを受けることができない。／②他のサービスによる移動介助を受けることができない。／③立位と座位が保てること。	1時間 400円 住民税非課税世帯半額
理美容室介助	理容室や美容室への送迎、介助を行います。	①立位と座位が保てること。／②他のサービスによる移動介助を受けることができない。／③他の理美容サービスを受けることができない。	生活保護受給世帯無料
緊急対応	身体上の急変等のため、緊急かつ一時的な介護を必要とする方に対して、支援を行います。(原則1週間以内)	左記状態に該当する方は各地域包括支援センターにご相談ください。	無料
生活管理指導	生活環境、対人関係に支障をきたしている方に対する日常生活の支援・指導を行います。(原則3か月以内)		

問い合わせ 高齢福祉課 在宅事業係 各地域包括支援センター ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474

高齢者病院内介助助成事業

病院内で介助が必要なひとりぐらし等の高齢者に対し、医療機関での待ち時間におけるヘルパー自費利用額の一部を助成します。

対 象 次の要件をすべて満たすかた。
 ・ひとりぐらし等高齢者登録をしている。
 ・家族が就労・就学等の理由により付添うことが出来ない。
 ・介護保険の要介護、または要支援の認定を受けていて、ケアプランに病院内での介助が計画されている。
 ・心身の疾患により、医療機関受診時の待機、移動に介助・見守りが必要である。
 ※他の法令等による同等のサービスを受けられるときは対象となりません。

支給内容 30分1,000円まで(限度額:月4,000円)

申請に必要なもの
 ・目黒区高齢者病院内介助助成金交付申請書。
 ・居宅サービス計画書(ケアプラン)第1表から第3表の写し。

助成金の請求方法 病院内介助サービスを受けた居宅サービス事業所(ヘルパー事業所)を通じて請求してください(請求期間は、サービスを受けた月の翌月から3か月以内)。

請求に必要なもの
 ・目黒区高齢者病院内介助助成金請求書兼委任状。
 ・病院内介助を受けたことが確認できるサービス利用提供票・別表の写し。または、目黒区高齢者病院内介助助成サービス利用実績明細表とサービス利用提供記録票等、病院内介助を受けた日時、介護保険対応の有無等を確認することが出来るものの写し。

問い合わせ 高齢福祉課 在宅事業係 各地域包括支援センター ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474

住民参加型在宅福祉サービス事業

地域の協力会員が家事援助や介護援助等のサポートをします。

- ①家事援助 掃除・買い物・洗濯・調理等
- ②介護援助 通院・外出介助等
- ③すっきりさせ隊 窓ふき・ベランダ掃除・荷物の整理
- ④困りごとお助けサービス 専門的技術を必要としない簡易な作業
30分以内に終了する継続性のないもの

対 象 日常生活に援助が必要な高齢者等。

費 用 ①家事援助 1時間 900円
②介護援助 1時間 1,100円
③すっきりさせ隊 1時間 1,100円
④困りごとお助けサービス 1回30分 500円
※①～③はそのほかに年会費500円と交通費(実費分)の負担があります。

問い合わせ

目黒区社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター ☎3714-2841
上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館3階 FAX 3711-4954

家事援助サービス

シルバー人材センター登録会員が日常の家事を手伝います。

対 象 サービスを必要とされる高齢者。

費 用 1時間 1,254円と交通費(実費分)

問い合わせ

目黒区シルバー人材センター ☎3793-0181

高齢者配食サービス

高齢者向けの食事をお宅へお届けするとともに安否を確認します。

対 象 次のいずれかに該当するかた。

- ①ひとり暮らし等高齢者登録をされているかたで要介護1～5、要支援1～2と認定された買い物、調理が困難なかた(電話訪問および栄養改善配食サービスとの併給はできません)。
- ②ひとり暮らし等高齢者登録をしており単身で介護認定がなく、かつ近隣に親族のいない75歳以上のかた(非常通報システム、栄養改善配食サービスおよび電話訪問との併給はできません)。

費 用 1食あたり 244円～599円(食事の種類による)。

種 類 普通食、糖尿病食、腎臓病食、やわらか食、ペースト食、ムース食等。
おかゆ、きざみ食の対応もできます。

そ の 他 安否の確認をするため、食事のお届けは手渡しとしています。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 ☎5722-9839 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

栄養改善配食サービス

栄養改善が必要な高齢者に食事をお届けするとともに、栄養士が定期的に利用者の食生活が改善しているか評価します。

- 対 象** 目黒区にお住まいの65歳以上の在宅の方で次のすべてに該当するかた。
- ・要支援1、2又は介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者(サービス事業対象者)。
 - ・最近6か月で2～3kgの体重の減少があったかた、又はBMIの値が18.5未満のかた。
 - ・介護予防ケアマネジメントにおいて栄養改善が必要とされたかた。

費 用 1食あたり 475円～780円(食事の種類による)。

利用期間 概ね6か月(6か月間の延長可)。

そ の 他 担当ケアマネジャーがいる場合は担当ケアマネジャーにご相談ください。担当ケアマネジャーがいない場合は各地域包括支援センターにご相談ください。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

理美容サービス

指定された理容師または美容師が自宅に伺い、理容または美容サービスが受けられる理美容サービス補助券を、年間4枚を限度として交付します。交付枚数は、4～6月に利用決定された場合は4枚、7～9月は3枚、10～12月は2枚、1～3月は1枚です。ただし、介護保険の要介護状態区分が要支援1・2のかたは交付枚数が異なります。

- 対 象** 目黒区にお住まいの65歳以上の要支援1・2または要介護1～5と認定されたかたで次のいずれかに該当するかた。
- ①ねたきり・座位が保てない・重度の認知症等のため、介助があっても外出が困難な在宅(グループホーム含む)のかた。
 - ②病院に入院治療中のため外出が困難なかた。

費 用 1回につき2,000円を負担。

そ の 他

- ・理容サービスは、散髪、ひげ剃りです(※ひげ剃りについては、身体の安全確保上行えない場合があります)。
- ・美容サービスは、カットのみです。
- ・病院、グループホームでサービスを受ける場合は、事前にその施設管理者の承認が必要です。ただし、状況によりご利用になれない場合があります。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

寝具乾燥・消毒サービス

寝具を干すことが困難な方に、寝具の乾燥・消毒・水洗いサービスを行い、寝具の衛生を保ちます。

- 対 象** 次のどちらかに該当するかた。
①65歳以上で要介護4・5のかた。 ②75歳以上でひとりぐらし等高齢者登録をされている単身または高齢者のみ世帯のかた。
- 費 用** 無料
- 実施回数** ・寝具乾燥・消毒：年間6回/奇数月 ・水洗い乾燥消毒：年間1回/12月
- そ の 他** 1回の実施につき3枚まで寝具(掛布団・敷布団・毛布・マットレス)を出せます。羽毛ぶとんは縮むので、受け付けできません。また、分厚いマットも対応できません。水洗いや乾燥により、ふとんに縮みや色落ち等が生じる場合があります。

高齢者見守り・安心ステッカーの配布

認知症等高齢者のかたが、外出先で住所や名前が正しく言えない状態でも、早期発見・保護ができるよう、衣服や靴に付けることで、身元判明に役立つ高齢者見守り・安心ステッカーを配布します。

- 対 象** 区内在住のおおむね65歳以上のかた。
- 費 用** 無料
- 配布場所** 各包括支援センター及び高齢福祉課
- そ の 他** お一人当たりの配布上限枚数は、靴用ステッカーが10組(20枚)まで、衣服用アイロンシールが10枚までです。ステッカーを受け取られるときには、ステッカー利用者のお住まいの町丁名を職員に申し出てください。

高齢者補聴器購入費助成事業

日常生活で「聞こえにくさ」を感じてお困りの高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。購入前に助成手続きが必要になります。

- 対 象** 次の要件をすべて満たすかた
(1)満65歳以上の区内在住者で、住民税非課税のかた
(2)聴覚障害による身体障害者手帳の対象(高度難聴以上)とならないかた
(3)耳鼻咽喉科専門医から次のいずれかの基準を満たす証明を受けたかた
①両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満のかた
②助成対象者として補聴器装用の必要性を認められたかた
- 費 用** 助成上限額 50,000円
※購入費が助成上限額に満たない場合は購入費(千円未満切捨)が助成額
- 助成対象** 両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器の本体費用(1人1回限り)
(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む)
※補聴器は管理医療機器として認定された製品(集音器は対象外)で、認定補聴器専門店で購入する場合に限りです。

問い合わせ 高齢福祉課 在宅事業係 ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474

高齢者自立支援住宅改修給付

日常の動作に困難があり、住宅の改修が必要な場合に改修工事費用の一部を給付します。工事着工前に事前の申請手続きが必要で、写真による着工前・完成後の現場確認ができない場合は当該住宅への訪問調査があります。

【住宅改修予防給付】

- 対象** 65歳以上で、介護保険認定で非該当と判定された虚弱なかた。
※介護保険で要支援または要介護に認定されたかたは、介護保険の住宅改修給付が適用されます。
- 内容** 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のための床材変更。
引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え。
- 給付限度額** 200,000円(このうち一割は自己負担)

【住宅設備改修給付】

- 対象** 65歳以上で、介護保険認定で要支援または要介護に認定されたかた、既に介護予防・生活支援サービス事業対象者とされているかた、または虚弱なかた。
- 内容** ①便器の和式からの洋式化 ②低浴槽への交換
③座位で利用できる流し・洗面台への交換
- 給付限度額** ①162,000円(便器の交換) ②379,000円(低浴槽への交換)
③156,000円(洗面台等交換)
(このうち一割は自己負担)
- その他** 住宅の中に安全に利用できる同一種類の設備がないことが条件となります。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

短期入院病床確保事業（病院ショートステイ）

区内の右記病院に、一月につき6泊7日まで入院し、看護および療養上の援助が受けられます。場合により、期間は延長できることもあります。

病院名	所在地	電話番号
日扇会第一病院	中根2-10-20	3718-7281
碑文谷病院	南2-9-7	3723-1515
本田病院	柿の木坂1-30-5	3718-9731
目黒病院	中央町2-12-6	3711-5641

- 対象** 次の要件を全て満たすかたが利用できます。
・介護保険で、要支援または要介護の認定を受けているかた。または、認定の申請中または申請を予定しているかた。
・医学的管理が必要なため、介護保険のショートステイが利用できないかた。
- 費用** 医療保険による自己負担額と、食事代や差額ベッド代等医療保険外の費用がかかります。入院時、保証金として50,000円程度お預かりし、退院時に利用料金と清算します。
- 申込み** ケアマネジャーを通じて、利用を希望する病院に電話で申し込み、利用申込書を提出してください。ケアマネジャーがいない場合は、本人やご家族も申し込めます。

問い合わせ

各病院または高齢福祉課 高齢者支援係 ☎ 5722-9352 FAX 5722-9474

緊急ショートステイ

区内の下記介護老人福祉施設を利用して、原則として7日以内まで日常生活上の介護等が受けられます。

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム東山	東山3-24-6	3791-8451
特別養護老人ホーム東が丘	東が丘1-6-4	5481-5639

- 対 象** 次の要件を全て満たすかたが利用できます。
- ・介護保険で、要支援または要介護の認定を受けている方。
 - ・介護者が疾病、冠婚葬祭等により一時的に介護が困難になった場合で、一般のショートステイが取れていない場合。
- ※医学的管理が必要なかたは、各施設にて検討が必要な場合があるため、施設に直接ご確認ください。または、短期入院病床確保事業(病院ショートステイ)をご利用ください。

費 用 金額は要介護度等により異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

申 込 み 利用開始日の2週間前から受け付けます。ケアマネジャーを通じて各施設にお申し込みください。

問い合わせ

各施設または高齢福祉課 高齢者福祉住宅・施設係
☎ 5722-9843 FAX 5722-9474

在宅療養支援病床確保事業

在宅で療養されているかたが病状の急変等(救急搬送を要請する状態を除く。)により一時的な入院を必要としているにもかかわらず、他に入院先がない場合は、区内の指定病院で入院治療を受けることができます。

- 対 象** 次の要件を全て満たすかたが利用できます。
- ・区の介護保険で、要支援または要介護の認定を受けているかた。もしくは、認定の申請中または入院中に申請を予定しているかた。
 - ・かかりつけ医による管理や指導を定期的に受けており、入院の必要があるとかかりつけ医や指定病院が認めたかた。

入 院 期 間 入院した日から起算して14日以内

費 用 通常の入院と同じです。医療保険による自己負担額および医療保険適用外の食事代等の費用は自己負担となります。移送費も自己負担となります。

申 込 み かかりつけ医、またはかかりつけ医から指示があった訪問看護師が指定病院に病状を連絡して申し込みます。

指定病院

病院名	所在地
厚生中央病院	目黒区三田1丁目11-7
東京共済病院	目黒区中目黒2丁目3-8
日扇会 第一病院	目黒区中根2丁目10-20
三宿病院	目黒区上目黒5丁目33-12

問い合わせ

福祉総合課 地域ケア推進係 ☎ 5722-8713 FAX 5722-9062

目黒区 医療・介護資源情報提供システム(電子版「在宅療養資源マップ」)

目黒区内の医療機関や介護事業所等の情報をインターネットで閲覧・検索できます。

- ①お住まいの地域、住所・郵便番号から医療機関を探ることができます。
(掲載同意のあった医療機関のみ)
- ②介護サービスの種類や内容から事業者を探ることができます。
- ③事業者の介護サービスの空き情報を閲覧することができます。
(情報提供のあった事業者のみ)
- ④介護についてお困りになったらお近くの相談窓口を探ることができます。

- 目黒区公式ウェブサイトから入れます。
トップページ>健康・福祉>高齢者福祉・介護>高齢者支援>目黒区 医療・介護資源
情報提供システム
- URL <https://carepro-navi.jp/meguro>
- 右のQRコードからも利用できます。



問い合わせ

福祉総合課 地域ケア推進係 ☎ 5722-8713 FAX 5722-9062

車いすの貸出し

一時的に車いすが必要なかたに貸し出します。

- 対 象** 高齢者で歩行困難なかた。
- 費 用** 長期(最大3か月まで) 1か月 500円 短期 1週間 無料

問い合わせ

目黒区社会福祉協議会 めぐろボランティア・区民活動センター ☎ 3714-2534
中目黒2-10-13 中目黒スクエア1階 FAX 3714-2530
開所日時 火～土曜(祝日・第2木曜を除く)午前8時30分～午後7時

介護タクシー利用補助事業

車いすや寝台(ストレッチャー)のままご利用いただける、介護タクシーへの利用補助を行っています。

- 対 象** 在宅で身体障害者手帳をお持ちのかた、または要介護4・5のかたで、外出時に常時車いすを使用しているかた。(入院中、施設入所中のかたは対象となりません)
- 費 用** ・利用合計金額から、区の補助金額を差し引いた金額
- そ の 他** ・あらかじめ区に申請し、「介護タクシー利用補助券」の交付を受けておき、乗車の際提出してください。
・利用するときは直接指定の事業者へ予約してください。

問い合わせ

障害者支援課 支援サービス係 ☎ 5722-9846 FAX 3715-4424

ハンディキャブの運行

原則として目黒区を中心に地図上の直線距離で半径15kmの範囲内で利用できるハンディキャブを運行しています。起点または終点が目黒区内となります。利用には介助者が必要です。

対象 区内に在住し、一人では公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)を利用して外出することが困難な高齢のかたや障害のあるかた(原則として身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちのかた、要介護・要支援の認定を受けているかた)。

費用 年会費 500円
利用料金は3kmごとに500円(出発地から目的地までの地図上の直線距離)＋迎車料金150円。5km以上のかたは待機料金150円(最初の1時間まで)以後1時間ごとに200円加算。有料道路・有料駐車場等の実費は別途負担。
※おおむね小型タクシーの半額程度の料金になります。

利用日・時間 土曜日、日曜日、祝日、車両整備日等を除く平日
午前9時出庫から午後5時帰庫

問い合わせ

目黒区社会福祉協議会 総務課 事業係 ☎ 3711-4995
上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館3階 FAX 3719-8715

特別障害者手当 (国の制度)

精神又は身体に著しく重度の障害を有する方に対して支給される国の手当です。

対象 精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅のかた。(所得制限があります)
※所定の診断書(申請者の自己負担)で判定を行います。
※各種手帳を取得していなくても可。

支給内容 手当月額 28,840円(令和6年度)

その他 詳しくはお問い合わせいただくか、目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。
・目黒区公式ウェブサイト [トップページ](#)>健康・福祉>障害者福祉>手当・助成・年金>障害者の手当・見舞金>特別障害者手当
・URL https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougaisien/kenkoufukushi/shougaisha/tokushou_teate.html
・右のQRコードからも利用できます。



問い合わせ

障害者支援課 支援サービス係 ☎ 5722-9846 FAX 3715-4424



介護をしているかたへの支援

家族介護教室

区内の特別養護老人ホームの職員が、実技を中心に、基本的な介護技術等をお教えます(年5回程度)。

対 象 高齢者を介護する家族、介護技術や知識の習得を希望するかた。

そ の 他 日程、詳細については、めぐろ区報等でお知らせします。

問い合わせ 福祉総合課 地域ケア推進係 ☎ 5722-9385 FAX 5722-9062

介護者の会

介護に役立つ情報交換や、介護者同士の交流など、家族介護者が気軽に集まれる場として「介護者の会」を開いています。

地 区	日 時	開催場所	
北部地区 天空(そら)の会	毎月第2木曜日 午後1時30分～午後3時30分	北部地区サービス事務所	大橋1-5-1(9階)
東部地区 あづまの会	毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分	目黒区総合庁舎 本館	上目黒2-19-15
中央地区 八重(やえ)の会	毎月第4木曜日 午後1時30分～午後3時30分	中央町さくらプラザ	中央町2-4-18
南部地区 悠楽(ゆら)の会	毎月第4水曜日 午後1時30分～午後3時30分	目黒本町社会教育館	目黒本町2-1-20
西部地区 なごみの会	毎月第3木曜日 午前10時～午前11時30分	心身障害者センター あいアイ館	八雲1-1-8

※場合により、日時・開催場所が変更になることがあります。

対 象 高齢者を介護しているかた、以前介護をしていたかた。

申 込 み 各地域包括支援センター

問い合わせ 福祉総合課 認知症施策推進係 ☎ 5722-9702 FAX 5722-9062
各地域包括支援センター

認知症はいかい高齢者等位置情報確認サービス

認知症による徘徊のあるかたがGPS小型専用端末を所持し、徘徊された場合、介護者の方がパソコンやスマートフォン等でその位置情報を確認できます。機器の貸出しと、使用料の一部を助成します。

対 象 40歳以上の認知症による徘徊のあるかたを(区内在住のかたに限る)介護されている親族(東京23区、川崎市、横浜市在住のかたに限る)のかたで、徘徊された高齢者等の位置が確認された後、保護に行けるかた。

費 用 ・加入料：700円 ・利用料：月220円 別途消費税がかかります。
利用料は介護者世帯が生活保護・非課税世帯の場合は無料です。
バッテリー交換が必要となった場合は、別途費用がかかる場合があります。

そ の 他 家族から探索依頼があった場合、委託業者の緊急対応員が現場に急行します。現場急行料金は自己負担になります(1時間につき10,000円(税別))。

問い合わせ 高齢福祉課 在宅事業係 ☎ 5722-9839 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

コミュニティカフェ

名称	日時	開催場所	
カフェ あおば	毎月第3金曜日	青葉台一丁目 アパート集会所	青葉台1-6-48
	午後1時30分～午後3時		
カフェ さくらプラザ	毎月第3木曜日	中央町さくらプラザ	中央町2-4-18
	午後1時30分～午後3時30分		
カフェ BochiBochi	毎月第2水曜日	中根住区センター	大岡山1-37-2
	午後1時30分～午後3時30分		

対 象 認知症のかたに限らず、地域の誰もが気軽に立ち寄り、楽しく交流ができる場所です。

費 用 茶菓代 100円

問い合わせ

福祉総合課 認知症施策推進係 ☎ 5722-9702 FAX 5722-9062
各地域包括支援センター

認知症カフェ「Dカフェ」

認知症のかたと家族・地域のかた・医療専門職など、誰もが参加でき認知症や介護などについて話し合える場所です。

ラミヨ、そなえる、回想愉快、せらびあ、まちかど保健室、世田谷区下馬、自由が丘、東が丘、ソナーレ、目黒不動、月光原、がーべら、プロムナード

問い合わせ

NPO「Dカフェnet」 ☎ 3719-5592